

(1) 基本的な考え

1) 放射性物質低減のための原木きこの栽培管理（以下原木きこの栽培管理）とは、福島第一原発事故に由来する放射性物質の低減を目指した原木きこの栽培管理である。

① 今回の原発事故に由来する放射性物質の低減目標は、最低限食品としてのきのこの基準値（100 ベクレル/kg）以下であり、最終的には検出されないことを目指す。

② 原木きこの栽培管理は、主に放射性物質低減に絞った事項に関する栽培管理で、原木・ほだ木を指標値以下に管理する栽培管理ときのこの栽培条件下で放射性物質を低減する栽培管理がある。後者の放射性物質を低減する栽培管理は、取組によりきのこの安全性をどのくらい担保できたかの数字化はデータ不足により困難であるが、行うことにより着実に放射性物質を低減すると想定される栽培管理を可能な限り網羅した。そのため、取組める栽培管理から放射性物質の低減を行うこととする。

③ 原木きこの栽培管理は、平成 24 年 12 月に公表した中間報告を農林水産省が平成 25 年 10 月 16 日に公表した「放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドライン」（以下ガイドライン）と整合する内容で改訂したが、次の点で異なっている。

○目的

ガイドライン：生産されたきのこが食品としての基準値を超えないようにする栽培管理であり、出荷制限が指示された地域における解除要件としての栽培管理を念頭においている。

原木きこの栽培管理：最低限食品としての基準値以下の栽培管理を目指し、最終的には検出されないための栽培管理を目指している。

○具体的な工程

ガイドライン：放射性物質低減のための栽培管理に絞っている。

原木きこの栽培管理：放射性物質低減のための栽培管理を主に、関連する内容、具体的には放射性物質が汚染されていない原木を購入する際の注意点（ハラアカコブカミキリ、ナラ枯れ対策）、指標値を超えた原木・ほだ木の取り扱い、廃ほだ木の処理などを加えている。

④ 原木きこの栽培管理は、従来きのこの栽培工程（基準）と相反する事項も掲載している。また、本栽培管理は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県などの 17 都道府県全体を対象にした、国レベルの栽培管理であり、個々の県、地域における実態とそぐわない場合もある。そのため、本栽培管理を利用される場合は、生産者の実態に合わせて、工程を取捨選択していただきたい。

2) 原木きこの種類は、原木栽培によるしいたけ、なめこ、ひらたけ、くりたけ、むきたけ、ぶなはりたけなどがある。

3) 原木きこの栽培管理は、生産者がみずから原木きこの栽培管理チェックシートに

より行う。

4) 対象となる県は、17 都県（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、長野県）である。ただし、それ以外の県でも 17 都県から原木・ほだ木を購入する場合は、原木・ほだ木の栽培管理が対象となる。

(2) 原木きのご栽培管理に関する資料は、原木きのご栽培管理フロチャート、きのご栽培工程（基準）のフロチャート、原木きのご栽培管理表（指導者用）、原木きのご栽培管理チェックシート（元）、原木きのご栽培管理チェックシートの事例である。

(3) 生産者が使用する原木きのご栽培管理チェックシート作成方法

① 指導者は、原木きのご栽培管理フロチャートから生産者が必要な工程を選択する。その際、必須工程は関係する工程を必ず選択し、重要工程は生産者が取組める工程を選択する。なお、従来のかのご栽培工程（基準）のフロチャートも作成したので、参考にしていただきたい。

② フローチャートから選択した番号は、原木きのご栽培管理チェックシート（元）の大番号と一致しており、指導者は原木きのご栽培管理チェックシート（元）から選択した大番号を抜き出す。

③ 大番号には、生産者が取組まない工程も含まれるため、指導者は取組まない中番号、小番号を削除する。

④ 以上により、原木きのご栽培管理チェックシートが作成される。

(4) チェックシートの事例

事例として、原木を自伐で調達し、生しいたけ露地栽培で行うチェックシートを作成したので、参考にしていただきたい。

(5) 原木きのご栽培管理チェックシート使用方法

- 1) 生産者は、原木きのご栽培管理を行う度に栽培管理した月日を記載する。
- 2) 必要に応じてコメントを記載する。

(6) 補足説明

1) 原木きのご栽培管理(指導者用)は、原木きのご栽培管理チェックシート(元)に記載されていない、補足説明を記載しているので参考にしていただきたい。また、参考資料集に記載した関連文献等の有無も記載している。なお、原木きのご栽培管理（指導者用）の大番号、中番号は、原木きのご栽培管理チェックシート（元）の大番号、中番号と一致している。

- 2) 想定している指導者は、行政（県、市町村）、農協、種菌業者などの担当者である。
- 3) 新たな知見があれば、そのつど原木きのこ栽培管理を改訂していく予定である。